

東京都市計画道路幹線街路放射第5号線

第8号

三建・放5ニュース

VOL.8 2012.4
【発行】
東京都第三建設事務所
〒164-0001
中野区中野4-8-1-2F
Tel.03-3387-5347

放射第5号線の環境施設帯の計画策定に向け、沿道地権者を対象とした話し合いを今年度実施します。放射第5号線沿道周辺にお住まいの皆様には、話し合いに先立ち、下記のとおり環境施設帯に関するご意見を募集します。環境施設帯の概要をご理解のうえ、築堤、遮音壁、植樹など、各項目についてのご意見、ご要望をお聞かせ下さい。環境施設帯に関してご意見、ご要望がある方は、別紙アンケート用紙に必要事項をご記入のうえ、久我山会館受付カウンターに備え付けのアンケート回収箱に投函下さい。

記

- 実施期間：平成24年4月21日(土)～平成24年5月6日(日)
 回答方法：別紙アンケート用紙による
 提出方法：杉並区立久我山会館 事務室カウンター備付け
 アンケート回収箱への投函
 ＊4月25日は休日のため投函できません。
 ＊東京都第三建設事務所工事第一課に郵送も可
 (巻末の「問合せ・郵送先」でお願いします。)



環境施設帯の留意事項

環境施設帯の計画策定のため、以下の項目について留意する必要があります。

【築堤及び遮音壁】

- 騒音低減効果を図るため、高さ1.5mの築堤、または遮音壁を設置します。
- 沿道宅地への車両出入口や副道の出入口は、遮蔽物がないのでその効果は減少します。

【車両出入口の設置】

- 沿道宅地の車庫等に、車両を出入りさせる必要がある場合に設置します。
- 車両の出入りが無い場合、車両出入口の設置はできません。

【交差道路の接続】

- 杉並区道から放5への車両の出入りはできます。
- 私道から放5への車両の出入りは、原則、できません。ただし、私道地権者の中に反対者がいなければ車両の出入りは可能です。

【植樹される樹木】

- 玉川上水と一体的な環境を整備するため、原則、玉川上水に生育する種の中から選びます。なお、維持管理上の課題を考慮します。

【緑地面積】

- 副道を設置する場合、植樹帯の面積が減少するため、緑地面積は減少します。

環境施設帯の話し合いの進め方

環境施設帯の話し合いは、放5沿道周辺にお住まいの皆様のご意見、ご要望を整理したのち、実施します。

<話し合いの進め方>

- ①話し合いの対象者は、沿道の土地・建物所有者の方々です。
 ＊対象者の方には、話し合いについてのご案内を送付します。
- ②放5と交差する道路などでブロック分けをし、ブロックごとに話し合いを行います。

<整備方針の決定の方法>

- ①沿道の土地・建物所有者の方々から、ご意見、ご要望を伺います。その際、今回のアンケートなど放5沿道周辺にお住まいの皆様のご意見、ご要望を紹介します。
- ②そのご意見、ご要望を踏まえ、都が環境施設帯の計画案を作成し、課題について改めて話し合いを行います。
- ③話し合いの結果を踏まえ、交通管理者と協議したうえで、都が最終案を決定します。

問合せ先・郵送先

第三建設事務所 工事第一課 環境対策担当係
 〒164-0001 東京都中野区中野4-8-1
 中野総合庁舎 2階
 電 03-3387-5347

【発行】

平成24年度
登録 1号

東京都第三建設事務所 工事第一課
 東京都中野区中野4-8-1 中野区総合庁舎2階
 第三建設事務所のHP

環境施設帯とは

- 環境施設帯は、幹線道路の沿道の生活環境を守るために、沿道と車道との間に設置するものです。
- 自転車歩行者道、植樹帯、副道等の組合せで構成されます。

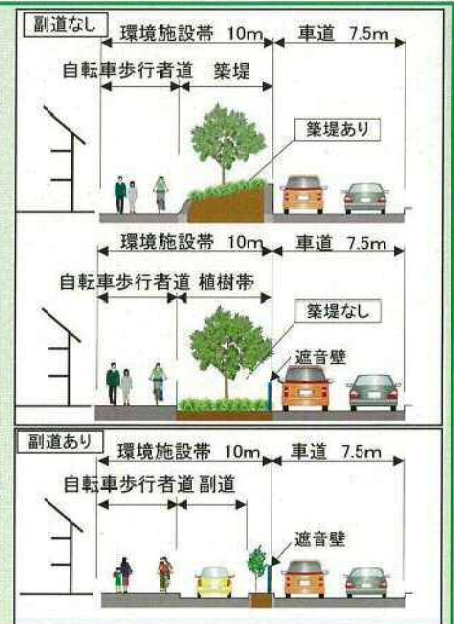
■車道と歩道の間に築堤や遮音壁などの遮蔽物を設置し、騒音の低減を図ります。

■築堤を設置しない場合、遮音壁を設置します。

■沿道宅地への出入口が連続する場合、副道を設置することもあります。

■副道を設置する場合、遮音壁を設置します。

＊兵庫橋西側に現地モデルがあります。
 (杉並区久我山一丁目、三丁目地内)



環境施設帯整備の考え方

凡例

	車道(副道含む)
	自転車歩行者道
	区道
	私道
	植栽帯
	築堤
	遮音壁
	車両出入口

副道を設置しないモデル



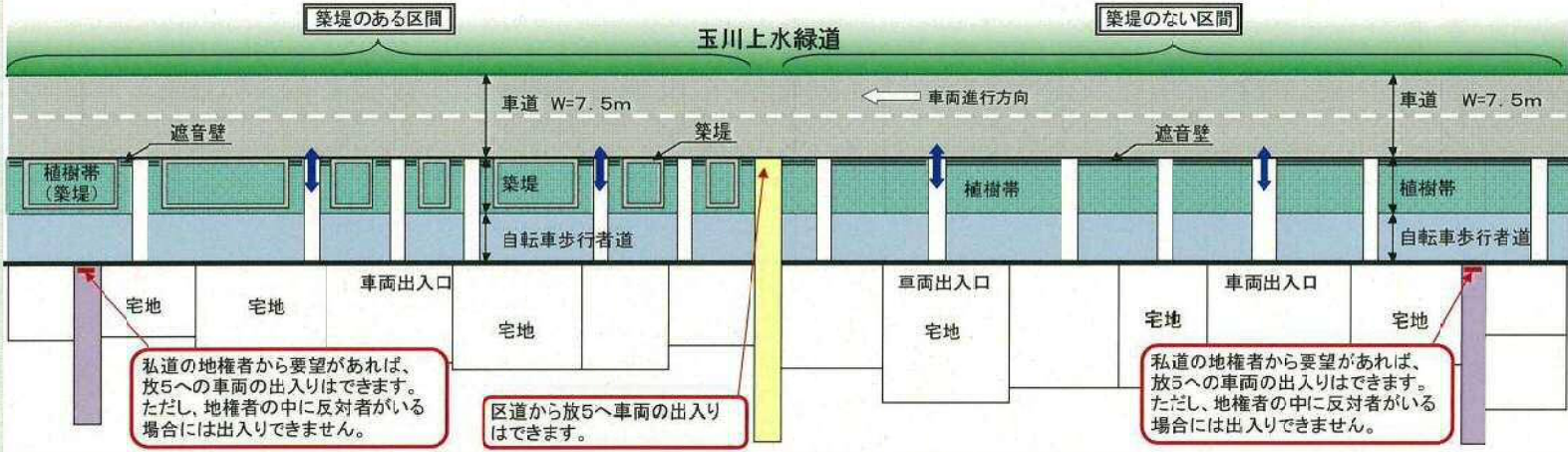
副道を設置するモデル



副道を設置しない場合

沿道の各宅地と車道間に車両出入口を設置して、直接、放5への出入りを行います。

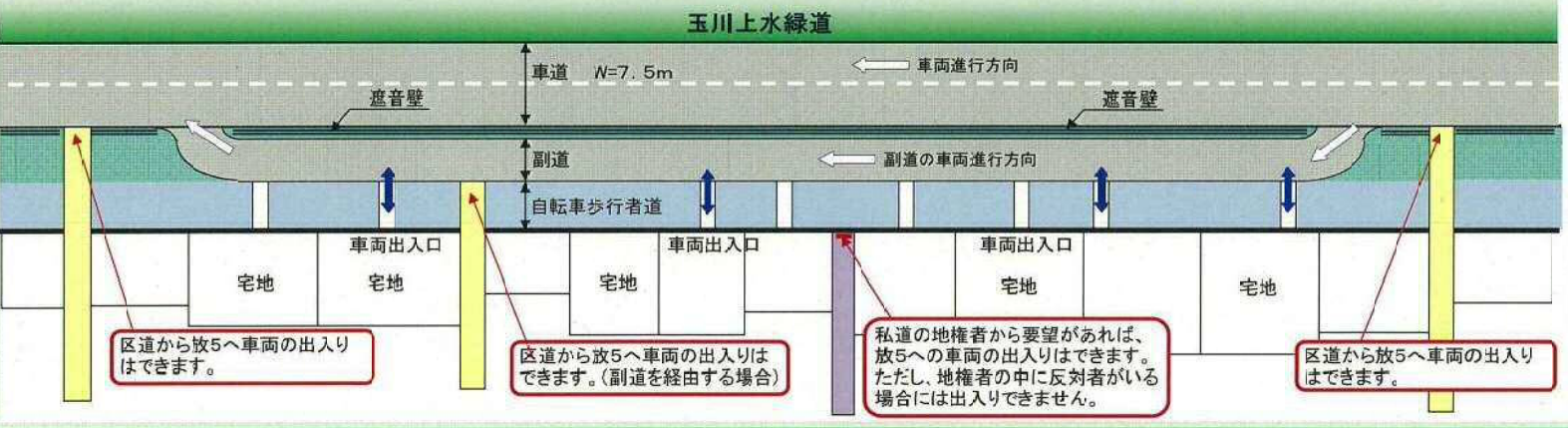
- 植樹帯に築堤や遮音壁を設置して騒音低減効果を図ります。
- ただし、車両出入口が連続すると効果は減少します。
- 植樹帯を整備することにより、緑地面積が確保されます。



副道を設置する場合

沿道の各宅地から車道間に副道を設置して、副道を経由して、放5への出入りを行います。

- 車道と副道間に遮音壁を設置して騒音低減効果を図ります。副道の出入口を抜き効果が発揮されます。
- 副道を設置することにより、緑地面積は少なくなります。



放射第5号線 環境施設帯に関するご意見用紙

ご住所： _____

ご氏名： _____

【ご記入にあたってのお願い】

- ◎いただいたご意見は目的以外に使用することはありません。
- ◎ご氏名、ご住所の記入は任意です。環境施設帯の話し合いで紹介しますので、ご住所の記入があると、とても参考になります。丁目、番地まででも結構です。
- ◎ご記入がおわりましたら、本用紙を平成24年5月6日（日）までに、下記指定の回収箱に投函下さい。郵送も結構です。（郵送先は、裏面をご覧ください。）
- ◎ご記入にあたり不明な点等がある場合には、裏面の問合せ先までご連絡ください。

【投函場所】

- ◎久我山会館（住所：久我山3-23-20）事務室前カウンター アンケート回収箱
- 注意：平成24年4月25日は休館日のため、投函できません。

各項目の【問】については、該当する番号に○を付けてください。

1 副道についての意見（「放5ニュース第8号」P.2、P.3を参考）

【問】 ① 副道を設置したい ② 副道は設置したくない

【ご意見】 _____

2 ご自宅付近の私道と放射第5号線の車両の出入りについての意見

【問】 ① 私道と放5の車両の出入りはさせたい
 ② 私道と放5の車両の出入りはさせたくない

【ご意見】 _____

3 植樹帯に植える樹木についての意見（「放5ニュース第8号」P.4を参考）

【ご意見】 _____

4 自転車歩行者道についての意見（「放5ニュース第8号」P.1を参考）

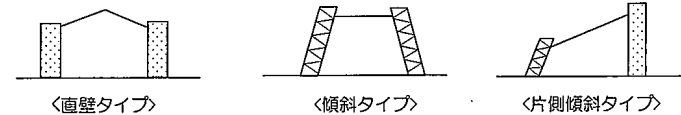
歩道や自転車走行空間などは、今後、警視庁と協議し決定していくこととなりますが、皆様の率直なご意見をお聞かせ下さい。

- 【ご意見例】 ・歩行者と自転車の走行空間は、植樹帯などで分離して欲しい。
 ・自転車道は車道寄りに設置して欲しい。など

【ご意見】 _____

5 築堤についての意見

騒音低減効果を確保するため、築堤の高さは1.5mになります。擁壁の傾斜の違いにより、直壁タイプ、傾斜タイプ、片側傾斜タイプなどがあります。お好みのタイプなどお聞かせ下さい。（*兵庫橋西側にあるモデルを参考にして下さい。）



【問】 ① 築堤を設置して欲しい ② 築堤は設置しないで欲しい
 ① 直壁タイプ ② 傾斜タイプ ③ 片側傾斜タイプ が良い

【ご意見】 _____

6 遮音壁についての意見

材料の違いにより、目隠しタイプ、透明タイプがあります。お好みのタイプなどお聞かせ下さい。（*兵庫橋西側にあるモデルを参考にして下さい。）

【問】 ① 目隠しタイプが良い ② 透明タイプが良い

【ご意見】 _____

<問合せ先> 東京都第三建設事務所工事第一課 環境対策担当係 電話 03(3387)5347	<郵送先> 〒164-0001 東京都中野区中野4-8-1 中野総合庁舎 2階 東京都第三建設事務所 工事第一課
---	--